

第VI部 労働安全衛生関係団体

労働安全衛生及び環境に関連して、長い間、政府組織と密接に協力してきたいくつかの協会及び財団があり、それらは次のとおりである。

6.1. タイ労働安全衛生促進協会 (SHAWPAT)

1986年に、タイで最初の国家安全週間が立ち上げられたが、その組織委員会が、さらに毎年国家安全週間を実施するために労働安全衛生協会の樹立を勧告した。労働省（当時の）が国家における調整者として行動するとされた中で、設立が求められた労働安全衛生協会は、毎年国家安全週間を組織するに際して参画するとされた。同協会は、このようにして、次の目的を持って設立された。

1. 職場における安全衛生を促進する。
2. 労働安全衛生に関する知識及び経験を宣伝する。
3. 労働安全衛生活動を促進し、及び実行するため、様々な公私の組織と調整を行う。
4. 職場における安全衛生を強化するため、様々な公私の組織の中で調整を行う。
5. 政治的なことには関与しない。

SHAWPATは、1987年5月29日に登記された。その事務所は、バンコクの労働省労働保護福祉局内にある。

6.2. 職場における労働健康安全協会 (OHSWA)

職場における労働健康安全協会は、次の目的を持って設立された。

1. 労働安全衛生の技術的知識を会員及び社会に対し奨励する。
2. 職場における労働安全衛生の専門家の進歩を促進する。
3. 安全、健康及び労働者の生活の質を向上させるため、作業場及び産業社会を支援し、及び協力する。
4. 国内及び国際の両方で、公私の組織又は団体と技術協力を強化する。
5. 会員間の協力及び関係を強化する。
6. 会員のために労働安全衛生の工学的な資源を供給する。
7. 政治的なことには関与しない。

OHSWAは、バンコクのマヒドン大学公衆衛生学部の労働安全衛生部門に所在している。

6.3. タイ人間工学会 (EST)

タイ人間工学会は、次の目的を持って設立された。

1. 知識及び情報を交換し、並びに人間工学に関する媒体、刊行物や論文を生産し、及び出版するためのセンターとなること。
2. 起業家及び興味を有している関係者の組織のために、人間工学に関連する労働安全衛生プログラムを支援すること
3. 人間工学的行動を実施するために他の公私の組織と調整を行うこと。
4. 人間工学の発展に関する調査研究を促進し、及び支援すること。
5. 国内的及び国際的両面の人間工学的なプログラムを促進するため、公私の組織間において協力し、及び相互の利益を希求すること。
6. タイ国の人間工学的課題を支援すること。

ESTは、2001年8月6日に登記され、その調整センターは、タマサート大学の工学部ーランシットキャンパスーに所在している。

6.4. 職場の安全推進基金

労働保護福祉局は、次の目的を持つ職場の安全推進基金を設立した。

1. 労働者の安全、健康及び福祉のための活動を促進し、及び支援すること。
2. 労働者のための労働安全衛生及び福祉を促進するため、財政的、技術的及び他の財産的支援を受け、及び提供すること。
3. 労働者のための労働安全衛生及び福祉を強化するため、公共部門及び私的な組織と調整を行うこと。
4. 慈善プログラムを実行し、又は他の慈善組織と公共のために、大規模に調整を行うこと。
5. 政治的なことに関与しない。

職場の安全推進基金は、1993年10月4日に登記された。事務所は、バンコクの労働省労働保護福祉局内にある。

6.5. タイ国職業性及び環境性疾病協会

タイ国職業性及び環境性疾病協会は、次の目的を持って設立された。

1. 労働及び環境医学に関する技術的及び情報センターであること。
2. 労働及び環境医学に関する教育的な行動及び訓練を支援し、及び組織すること。
3. 労働及び環境医学に関する技術的サービス、知識及び情報の普及を支援すること。
4. 労働及び環境医学に関する研究を支援し、及び発展させること。

5. いくつかの公共及び私的な組織と、国内的及び国際的両面から、労働及び環境医学に関する技術的な協力及び調整を促進すること。
6. 大規模には公共のために、また、全体としては国のために、さらに労働及び環境医学からの利益を生み出すために、会員の中で、協力及び結びつきを促進すること。
7. 労働及び環境医学の実務家の中における能力、倫理及び職業的な道徳を促進すること。

タイ国職業性及び環境性疾病協会は、2003年11月6日に登記された。事務所は、ノパラート ラチャタニ病院、バンコク並びに労働及び環境医学センターに所在している。

6.6. タイ国労働衛生看護協会

タイ国労働衛生看護協会は、次の目的を持って設立された。

1. 労働衛生的な看護に関する教育、研究、技術的サービスを行うとともに、労働安全衛生看護会員における国内的及び国際的両面から調整を行うことを促進するための中心組織として役立つこと。
2. 労働安全衛生看護グループ又は関連する労働安全衛生協会の中で、国内的及び国際的な両面から、専門家としての実践を発展させ、及び水準を向上させるために調整を行うこと。
3. 労働安全衛生看護上の課題について、公的及び私的な組織とともに、国内的及び国際的両面から解決するために、技術的な調整及び勧告を行うこと。

タイ国労働衛生看護協会は、2007年9月3日に登記された。事務所は、バンコクのマヒドン大学公衆衛生学部にある。